

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（調査鑑識）（06-4393-6495）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火災の原因等の調査に係る虚偽の報告への措置
概要	消防長又は消防署長は、火災原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に対し、必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求めることができます。
根拠法令等 及び条項	・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第32条 <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">(https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)</a>
処分基準	消防長又は消防署長は、火災の原因及び消火のために受けた損害の調査のために必要があるときは、関係者に対して質問し、又は火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造若しくは輸入した者に対して必要な資料の提出を命じ若しくは報告を求めることができる。 資料の提出をせず提出された報告等が偽りであった場合は処罰の対象となる。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備考	